

1999	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
2000	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
2001	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
2002	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
2003	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
計	3	3	/	701	697	/	1	1	/	60	51	/	2	2	/	/	767	754	/
										(15)	(10)								

付録 2 公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第八号）（抜粋）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会（第三条—第十二条）

第二節 都道府県公害審査会等（第十三条—第二十三条）

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則（第二十三条の二—第二十三条の五）

第二節 あつせん、調停及び仲裁

第一款 通則（第二十四条—第二十七条の三）

第二款 あつせん（第二十八条—第三十条）

第三款 調停（第三十一条—第三十八条）

第四款 仲裁（第三十九条—第四十二条）

第三節 裁定

第一款 通則（第四十二条の二—第四十二条の十一）

第二款 責任裁定（第四十二条の十二—第四十二条の二十六の二）

第三款 原因裁定（第四十二条の二十七—第四十二条の三十三）

第四節 補則（第四十三条—第四十七条）

第四章 雑則（第四十八条—第五十条）

第五章 罰則（第五十一条—第五十五条）

附則

第三節 裁定

第一款 通則

（裁定委員の指名等）

第四十二条の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。

3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。

（裁定委員の除斥）

第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者（第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ。）又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

（裁定委員の忌避）

第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第四十二条の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することがで

きない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、文書をもって行ない、かつ、理由を附さなければならない。

（裁定手続の中止）

第四十二条の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（代表当事者の選定）

第四十二条の七 公害に係る被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人（以下「代表当事者」という。）を選定することができる。

2 前項の代表当事者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもって証明しなければならない。

4 裁定手続が係属した後に代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退する。

（代表当事者の選定命令）

第四十二条の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適当であると認められるときは、裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相当の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

（裁定委員会による代表当事者の選定）

第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手続の進行に支障があると認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て、代表当事者に選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。

3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者（以下「被代表者」という。）が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の関係については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

（裁定委員会の合議）

第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

（合議の非公開）

第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

第二款 責任裁定

（申請）

第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、損害賠償の責任に関する裁定（以下「責任裁定」という。）を申請することができる。

2 中央委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相当でないとき認めるときは、申請を受理しないことができる。

3 審査会等による調停の申請に係る紛争に関し責任裁定の申請があつた場合においては、中央委員会は、申請の受理に関し、当該審査会等の意見をきかなければならない。

（不適法な申請の却下）

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもつてこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

（審問）

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。

（審問の公開）

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（証拠調べ）

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

- 一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 事件に関係のある文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。
- 四 事件に関係のある場所に立ち入って、文書又は物件を検査すること。
 - 2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。
 - 3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。
 - 4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。
 - 5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。
 - 6 裁定委員会は、第一項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（証拠保全）

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ、証拠調べをしなければその証拠を使用するのに困難な事情があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に関与すべき者を指名する。

（事実の調査）

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることができる。

2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査するこ

とができる。

3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（責任裁定）

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもって行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名

四 裁定の年月日

2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

（責任裁定の効力）

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

（行政事件訴訟の制限）

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えを提起することができない。

（仮差押え及び仮処分における担保の特則）

第四十二条の二十二 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部につき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、担保を立てさせることができる。

第四十二条の二十三 削除

（職権調停）

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したう
え、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並び
に第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したとき
は、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

（時効の中断等）

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、裁
判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかつた場合におい
て、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的
となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、
責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟との関係）

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴
裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手
続を中止することができる。

（準用規定）

第四十二条の二十六の二 第三十三条の二の規定は、裁定委員会の行う責任裁定について
準用する。

第三款 原因裁定

（申請）

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の
紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争い
があるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中
央委員会に対し、被害の原因に関する裁定（以下「原因裁定」という。）を申請することが
できる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について
準用する。

（相手方の特定の留保）

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害を主張する者は、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、前項の規定により原因裁定を申請した者に対し、期間を定めて、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

（職権による原因裁定）

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続きにおいて、相当であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

（裁定事項等）

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害関係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手續に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

（通知及び意見の中出）

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容に関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通知するものとする。

2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置についての意見を述べるができる。

（受訴裁判所からの原因裁定の嘱託）

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができ

る。

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

（準用規定）

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 労働委員会と今後の問題点 —

[分担研究者] 西野喜一 新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教授
新潟県労働委員会会長

■研究要旨

紛争内容の専門性、情報の偏在、被害の深刻さなどの点で医療紛争と多くの共通性を有する建築紛争に関しては、従来から ADR が発達しているため、その実情について調査をし、その特質を把握し将来医療版 ADR の構築を検討する際に参考となる資料を作成する。

1. 労働委員会の意義と機能

(一) 序

「労働委員会」とは、労働争議、労働紛争の調整及び不当労働行為の審査、救済を担当する行政委員会である。厚生労働大臣が所轄する中央労働委員会と、都道府県知事が所轄する都道府県労働委員会とがあるが、存立の基礎はいずれも労働組合法である。後者はかつて「地方」労働委員会と称し、運営するのは都道府県であっても国の機関委任事務とされていたが、約 3 年前から純然たる自治事務とされ、これに伴って平成 17 年 1 月から名称も変更されるに至ったものである。

裁判所に準じる紛争解決機関であって、かねてから ADR の代表的存在とされてきた。

(二) その特色

- ① 他の ADR と異なる労働委員会の最大の特色は、三者構成であるということである。即ち、公益を代表する（中立的な）公益委員、使用者の利害を代表する使用者側委員、労働者の利害を代表する労働者側の委員の三者から構成されており、委員の数は三者同数である。労働争議の調整に当たっては、この三者からそれぞれ同数の斡旋員、調停員が会長の指名によって選任される。

都道府県労働委員会における委員の数は当該自治体の規模によるが、最大の東京都労働委員会の場合には公、労、使それぞれ 13 名の合計 39 名、小規模な新潟県の場合には公、労、使それぞれ 5 名の合計 15 名である。

公益委員の出自としては、学者、弁護士が多く、使用者側委員はその全員が経営者、労働者側委員はその全員が労働組合の指導者である。この三者構成は他の ADR に例を見ないもので、紛争当事者から見た場合には、自分たちの利害を代表する委員がいるということで話がしやすいし、また、斡旋、調停による紛争解決の場合には、使用者は使用者側委員の、労働者は労働者側委員の説得をよく聞いてくれるというメリッ

トがある。

- ② 労働委員会のもうひとつの特色は、これは元来、「集团的労使紛争」と呼ばれる紛争の解決を目指して設けられたものであるということである。「集团的」とは、労働争議の労働者側の当事者が、個人としての労働者ではなく、労働者の団体である労働組合である、という意味である（この種の紛争の従来の典型例は「春闘」）。

他方、個人としての労働者の立場が問題となるような類型の紛争（例えば、給与の不払い、配置転換）は元来労働組合法、労働関係調整法に拠る労働委員会の対象ではなく、この分野の紛争を解決するには、裁判所に出訴するか、裁判所に民事調停を申し立てるしかなかったのであるが、平成 13 年に「個別的労働紛争解決の促進に関する法律」が制定され、各地の都道府県労働委員会が個別の労働紛争に斡旋のサービスを提供するようになった。労働委員会は、集团的労使紛争の場合と同じく、三者構成を生かして、公労使のそれぞれから斡旋員を選任するのが普通である。

（三）労働争議の「調整」

労働委員会が取り扱う争議事件は、「調整」事件と「審査」事件に分類される。このうち調整事件とは、労働関係調整法（通称「労調法」）に基づき、労働争議に対して行う調停、斡旋（法律上の用語は「あっ旋」）を言う（労働組合法[本報告書では単に「組合法」という。] 20 条）。いずれも会長の指名した斡旋員、調停員が、労使双方の間に立って、双方の主張を聞き、紛争の要点を整理して、互譲の和解によって紛争が解決するように仲介することである。

斡旋と調停はその実質において極めて類似しており、特に紛争解決には双方当事者の合意が前提となるという点は共通であるが、調停では、調停員は必ず調停案を提示しなければならない（斡旋では、斡旋員は必ず斡旋案を提示しなければならないというわけではない）という点に相違がある。

斡旋、調停とも、その手続や当事者に対する説得の技法は、民事訴訟における和解手続に酷似しており、労働委員会のこれらの手続の実態の研究は、裁判所における和解手続の実情の解明に極めて有用であると考えられる。

（四）不当労働行為の救済

- ① 審査事件とは、労働組合から不当労働行為救済の申し立てがあった場合、証拠によって事実関係を案じた上で、必要な救済を命ずるものである。救済を求める労働組合と応訴する使用者がそれぞれ申し立て、事実主張、立証の申出を行い、労働委員会は証拠調べを行って結論を出すのであるから、その機能は裁判所とほぼ同一であり、労働委員会が典型的な ADR とされる所以である。憲法 76 条 2 項の規定によって、行政機関は終審として裁判を行うことはできないが、その反対解釈として、終審でなければ裁判を行うことができることになる。労働委員会の裁定に対して不服のある当事者は、その取消を

求めて裁判所に出訴することができるが、労働委員会の審査が裁判そのものであることも明らかである。

- ② 不当労働行為とは組合法 7 条に列挙されている通り、使用者が労働者を、組合に加入していることを理由として不利益に取り扱うことであって、組合法で禁止されている。この不当労働行為があった場合、労働組合は直接裁判所に出訴することもできるが、労働委員会に救済を申し立てることもできる。労働委員会の救済命令は、権利・義務関係のみで判断しなければならない裁判所の判決とは異なり、労使関係の将来を顧慮して、広範囲な裁量権を行使することができるという特色がある。
- ③ この審査事件を担当するのは、証拠調べも判断も公益委員のみである。労使の委員は手続に参加し、意見を述べることに過ぎない(組合法 27 条の 1 2 第 2 項)。

2. 労働委員会制度の問題点

(一) 長期的視点から

この労働委員会制度にもさまざまな問題点がある。その中で最大のものは、産業構造、雇用状況の大幅な変化に伴って労働組合の組織率が低下し、その結果、集团的労働紛争が激減したことである。全国の労働委員会で取り扱われている事件の数は、一頃とは比較にならない程減少しているのが実情である。

しかし、これは社会構造の問題であるから、ADR のあり方を考える本研究プロジェクトとして深入りする必要はないものとする。

(二) 短期的視点から

- ① 政府は昨年（平成 16 年）、労働組合法、特に不当労働行為の救済手続に関する部分に大改正を加え、本年 1 月から施行した。その特色は、民事訴訟法の発想、手続を大幅に取り入れたことである。その根底にある思想は、裁判所における民事訴訟が近時随分迅速化しているのに対して、労働委員会の救済命令は申立から命令まで非常な時間がかかるのが通例である上、その命令が時々裁判所で取り消されるので、命令内容の適正さと審理の迅速さを確保するには、民事訴訟法の手法を取り入れるのが得策であるというものであろう。
- ② しかし、この発想には大きな問題がある。審理に時間がかかるのは、労働委員会の委員はすべて非常勤であり（本年から、常勤の公益委員も可能になったが）、フルタイムの裁判官とはそもそも比較が無理である上、私見によれば、最近の裁判所で審理の迅速化が進んでいるのは、最高裁の音頭とりによって、審理の充実や判決内容の適正さを犠牲にして、ひたすら迅速化を図った結果に過ぎず、到底範とすべきものではない。
- ③ また、労働委員会の救済命令が時々裁判所で取り消されているのは事実であるが、これも私見によれば、労働委員会の審理が不十分で事実認定が誤っていたというような理由によるのではなく、リベラルな労働委員会と保守的な裁判所の発想、立場の相

違によるものである。事実の認定の問題ではなく、事実の評価の問題なのである。広範な裁量による行政救済をこととすべき労働委員会が裁判所と同じ手法に頼ろうとするのは、己れの首を締めるようなものであるというのが私の意見である。

この立場からすると、組合法の改正内容には疑問点が多いわけである。どの点がどのように問題であるのかということの追求を本年度の課題としたい。

国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 建築紛争領域における ADR 制度に関する研究 —

[分担研究者]

平野 哲郎 龍谷大学法学部助教授

■研究要旨

紛争内容の専門性、情報の偏在、被害の深刻さなどの点で医療紛争と多くの共通性を有する建築紛争に関しては、従来からADRが発達しているので、その実情について調査をし、その特質を把握し将来医療版ADRの構築を検討する際に参考となる資料を作成する。

A. 研究目的

建築紛争は、争点が専門的な建築知識にわたるため、紛争の迅速・適切な解決には当事者（代理人）と判断者が高度の専門的知見を有していることが不可欠である。しかるに、通常、裁判官や弁護士は建築に関しての専門的知識は有していないため、建築紛争を訴訟によって解決しようとする、まず弁護士が具体的事案と前提となる建築知識を十分理解し、それを裁判官に分かりやすく伝えなければならない。そのうえでなお裁判所の専門的知見の不足を補うために建築専門家による鑑定が行われることもある。このような手続には当然時間も費用も通常の訴訟よりもはるかに要することになる。このように、建築紛争はその性質ゆえに訴訟による解決を図ろうとすると当事者に大きな時間的・経済的負担がかかり、それでもなお、解決内容について当事者に不満が残ると言われていた。

このような問題を解決するため、建築紛争に関してはADRが発達しており、相当程度の実績を上げてきている。そこで、その実情を把握し、医療版ADRに応用可能な要素を析出することが本研究の目的である。

B. 研究方法

建築紛争に関する裁判所外ADRとして、建築瑕疵を巡る紛争解決のために各都道府県及び中央に設置されている「建設工事紛争審査会」を取り上げ、さらに裁判所内ADRとして平成13年に東京及び大阪地方裁判所に設置された建築関係訴訟集中部における建築士等の専門家を調停委員とする調停手続について文献等から資料を収集した。

C. 研究結果

1 建設工事紛争審査会

(1) 設置根拠

昭和 31 年の建設業法改正の際、設置が定められ、建設省（現国土交通省）に中央建設工事紛争審査会を、各都道府県に都道府県建設工事紛争審査会が設置された（建設業法 25 条）。

(2) 組織

各審査会は 15 人以内の委員で構成される。しかし、大都市ではこれでは不足することがあるので、本来の委員とおおむね同じ地位・権限の特別委員を任命することによって実情に応じた規模が確保されている（建設業法 25 条の 7）。

委員は、建築士、弁護士（裁判官経験者が比較的多い）、建設行政経験者、大学教授などである。委員には守秘義務が課せられている（建設業法 25 条の 8、国家公務員法 100 条）。

(3) 対象とする紛争

建設工事紛争審査会は、「建設工事の請負契約」に関する紛争を、裁判によらずに、法律や建築の専門家が関与して解決する機関である。取り扱う対象は、住宅、マンション、オフィスビル、店舗、病院、公共工事など建設工事について請負契約が締結された工事全般である。また、発注者と受注者間の紛争だけではなく、元請けと下請けの間の紛争も取り扱う。

実際に申請がなされる紛争はおおむね以下の 4 類型に分類される。

- ① 契約解除に関するもの。請負契約を解除して契約金の返還を求めるものなど。
- ② 工事の瑕疵に関するもの。施工された工事に欠陥がある場合にその補修や損害賠償を求めるものなど。中央審査会の申請件数の約 3 割、都道府県審査会の申請件数の約 5 割がこの類型である。
- ③ 工事代金の支払に関するもの。発注者が工事代金を支払わない理由が工事の瑕疵にある場合、②と争点は重なる。都道府県審査会の申請件数の約 3 割がこの類型である。
- ④ 下請代金の支払に関するもの。中央審査会の申請件数の約 6 割がこの類型である。

(4) 紛争解決の方法

建設工事紛争審査会では、紛争を「あっせん」「調停」「仲裁」という 3 類型の手法によって解決する。「あっせん」「調停」は当事者の互譲による和解的解決であるのに対し、「仲裁」は仲裁委員の仲裁判断による解決である。

あっせんは争点が少なく、紛争金額も多額ではない紛争について、1 名の委員が双方の言い分を聞いて、1～2 回で解決する。

調停はあっせんによる解決が困難な事件について 3 名の委員が担当し、おおむね 3～5 回の審理によって解決する。

「仲裁」は話し合いによる解決が困難な事案について、3 名の委員が双方の主張を聞き、証拠を取り調べた上で、仲裁判断を下して解決する。もっとも仲裁においても当事者間で和解が成立すれば、それと同一内容の決定が下され、それが仲裁判断と同じ効力を有する。仲裁判断は裁判所の確定判決と同一の効力を有する（仲裁法 45 条 1 項）。

(5) 審理の特色

- ① 委員は中立公正な立場で解決にあたる。
- ② 委員は、建築、法律、建設行政の専門家である。なお、建築の中でも専門分野があるので、紛争内容に応じた専門性のある委員が担当する。
- ③ 裁判に比べると簡易で迅速な解決を図ることができる（特に、あっせん・調停の場合）。
- ④ 事案の内容に応じた解決を図ることができる。例えば将来的なメンテナンスについても定めるなど。
- ⑤ 審理は非公開で行われる。記録の閲覧・謄写についても当事者及びその代理人に限って認める扱いが一般的である。
- ⑥ 手続が柔軟である。例えば、緊急に修理が必要な箇所についてはまず修理をしてから話し合いを進めるなど、民事保全のような暫定的措置を講ずることも可能である。

(6) 審理の進行

申請人が申請書を審査会に提出した後、被申請人から答弁書が提出され、さらに双方からの主張書面と書証の提出がなされる。さらに、立入り調査、鑑定、証人調べなどの証拠調べが行われることもある（特に仲裁）。1回の審理は1～2時間で、約1か月に1回のペースで審理期日が入る。

あっせん、調停では当事者間で和解が成立すれば、「和解書」又は「調停書」が作成される。これには民法上の和解として法的効力がある。和解が成立しなければ、不調として手続は打ち切られる。この場合は当事者はさらに審査会に仲裁を申し立てることもできるし、裁判所に訴訟や民事調停を提起することもできる。なお、不調でも手数料は返還されない。また、改めて仲裁を申請する場合は手数料が別途必要となる。また、仲裁を担当する委員は原則として同一事件についてあっせんや調停を担当していない委員である。

仲裁においては、仲裁判断によって手続が終了する。

(7) 管轄

中央審査会の管轄

- ① 当事者の一方又は双方が大臣許可業者（2つ以上の都道府県に営業所を設けている業者）の場合
- ② 当事者がそれぞれ別の都道府県知事の許可を受けた業者の場合

都道府県審査会の管轄

- ① 当事者の一方のみが業者で、都道府県知事の許可を受けている場合
- ② 当事者の双方が同じ都道府県知事の許可を受けた業者の場合

なお、当事者の合意によってこれ以外の審査会に管轄を認めることもできる。

(8) 手数料

申請する手続によって手数料が異なる。

あっせん

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円

調停

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円

仲裁

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×60円+60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×20円+46,000円

例えば、請求金額が500万のときの手数料額は、あっせん18,000円、調停36,000円、仲裁90,000円であり、請求金額が5,000万円の場合は、あっせん73,000円、調停148,500円、仲裁360,000円となる。

ちなみに裁判所を利用する場合、請求金額500万円の際の民事訴訟手数料は30,000円であり、民事調停手数料は15,000円、請求金額5000万円の際の民事訴訟手数料は170,000円、民事調停手数料は73,000円である。

なお、これ以外の立入り調査費用、鑑定費用、証言調書作成費用などは別途当事者双方が折半して負担するのが通例である。

(9) 利用実態

平成15年の申請件数

手続	中央審査会	都道府県審査会	合計
あっせん	19	21	40
調停	48	135	183
仲裁	12	29	41
計	79	185	264

申請件数は最近 20 年以上、中央審査会及び都道府県審査会の合計が 200～300 件程度で推移している。

(10) 解決内容の公開

審査会では解決した紛争の内容の一部についてある程度抽象化した上でホームページなどで公開しており、将来の紛争予防や解決の参考とすることができる。

以上につき参考資料

『建築紛争処理手続の実務』安藤一郎編（2001年、青林書院）

『建設工事のトラブル解決法』建設工事紛争研究会（2002年、ぎょうせい）

中央建設工事紛争審査会ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/funcho/funcho.htm>

2. 裁判所における建築関係訴訟集中部における調停

(1) 沿革

東京地方裁判所と大阪地方裁判所に平成 13 年 4 月に「建築関係訴訟集中部」（以下「集中部」という）が設置され、建築関係事件についての対応強化が図られた。また、同年 7 月には最高裁判所に「建築関係訴訟委員会」が設置され、建築関係事件処理のノウハウの蓄積、提供、鑑定人の推薦などを日本建築学会などと連携して行っている。

(2) 対象

集中部では以下のような事件を取り扱っている。

- ① 建物に関する設計、施工、監理の瑕疵の有無等に関する請負代金請求訴訟
- ② 建物の設計、施工、監理の瑕疵、工事未完成を原因とする損害賠償請求訴訟
- ③ 建物修繕ローンに関する立替金請求訴訟

(3) 調停の活用

集中部では、新受訴訟事件のうち、当事者の感情的対立が深刻であり、話し合いが困難な事件を除き、ほとんどの事件を早い段階で調停に付している。その理由は①当事者が格別の費用負担をすることなく、一級建築士等の専門家民事調停委員の専門的知見を利用できるということ、②対立が先鋭なように見える事件でも中立・公平な専門家による的確な助言があれば話し合いによる解決ができる事件が多いことなどである。

(4) 調停手続

調停手続では、調停主任たる裁判官又は民事調停官（弁護士による一種の非常勤裁判官）、建築専門家調停委員、法律調停委員によって構成される調停委員会が、当事者双方から事情を聴取し、必要に応じて現地調査等を実施し、争点を整理し、専門家調停委員による意見開示を経て、調停に向けて協議する。なお、調停手続と訴訟手続の乗り換えは自由であり、裁判所及び当事者の協議により随時それぞれの紛争に適した手続がとられている。

(5) 組織

大阪地裁集中部では裁判官 3 名、週 1 回勤務の民事調停官 2 名、建築関係専門家調停委員 4 5 名が事件を担当している。

(6) 運用実態

平成 13 年 4 月から平成 14 年 7 月までの集中部での建築関係訴訟の新受件数は東京地裁が 1 か月約 4 8 件、大阪地裁が約 1 6 件である。事件の終了原因はいずれの裁判所も調停成立が約 6 割、和解が約 2 割、判決が約 1 割である（残りは取下げ等）。

平均審理期間は以下のとおりである。

(単位：月)

	東京地方裁判所	大阪地方裁判所
全体	16.2	19.9
判決	7.9	12.6
和解	6.2	23.9
調停	20.6	9.4

(7) 成果

上記のとおり、集中部においては建築関係訴訟の調停による解決率が約 6 割と非常に高い。これは専門家調停委員による的確な助言と調停案が当事者に対して大きな説得力を有しているからであると考えられる。また、調停不成立となり、訴訟手続に移行した場合も、専門家調停委員が所見を記載した書面が当事者から書証として提出されることが、和解成立に寄与している。調停と和解をあわせて約 8 割の事件が話し合いで解決しているということは建築関係訴訟事件については裁判所内 ADR が非常に有効に機能していると評価することができよう。

以上につき参考資料

「大阪地方裁判所建築関係訴訟集中部における審理の現状と展望」大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会（判例タイムズ 1133 号 28 頁，2003 年 12 月 15 日）

「大阪地方裁判所建築関係訴訟集中部における審理の実情」大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会（判例タイムズ 1168 号 55 頁，2005 年 3 月 1 日）

「東京地方裁判所における建築瑕疵紛争事件の審理の実情と運営について」東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会（判例時報 1710 号 12 頁，2000 年 7 月 11 日）

「建築瑕疵紛争事件の適正かつ迅速な処理のために——調停制度の活用を中心として」東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会（判例時報 1710 号 3 頁，2000 年 7 月 11 日）

「建築関係訴訟委員会中間とりまとめ」（平成 15 年 6 月最高裁判所ホームページで公表）

D. 考察

建築紛争は、専門性とさらに専門知識の当事者の一方への偏在、被害の深刻さ・回復困難性、紛争解決期間の長期化と費用の高額化など、医事紛争と共通する要素が多く、そこでのADRの実態を調査することによって大変参考となる知見が得られることが明らかとなった。各ADRの手続の概要、対象となる紛争、解決までに要する期間、利用件数、解決の内容などについて実態を知ることができた。

それによると、建設工事紛争審査会は裁判所より敷居が低いとも考えられるにもかかわらず、必ずしも裁判所による解決より利用されているとは言い難い側面があるようである。

建設工事紛争審査会の利用が少ない原因としては以下のようなことが考えられる。

- ① 審査会が古くから存在しているにもかかわらず一般市民にも司法関係者にも周知されているとはいえないこと
- ② 手数料についてむしろ審査会の方が訴訟費用より高い場合があること
- ③ 審査会で行われるあっせん、調停、仲裁という手続が裁判所における調停、訴訟と重複し、審査会ならではの特色が十分打ち出せていないこと
- ④ 裁判所でも専門家調停委員の活用などによって専門的知見を踏まえた解決がなされていること
- ⑤ 審理期間について1か月に1回のペースでの審理であれば審査会も裁判所もたいして変わらないこと
- ⑥ 証拠調べについて審査会は強制力がないこと、審査会の手続では最後に判決という強制力が控えているわけではないこと
- ⑦ あっせん・調停が不調の場合、仲裁申請には改めて手数料が必要で従前の審理が引き継がれないこと

今後可能であれば、実際に審査会の手続を利用した者と裁判所の手続を利用した者の選択の理由や感想などについて調査を行えば有益であろう。

E. 結論

建築紛争については裁判所内のADRである調停・和解手続と裁判所外のADRである建設工事紛争審査会が競合しているが、専門家リソースの効率的配分や当事者にとって最善の解決手段の提供のために両者の関係・役割分担について調整が必要と思われる。

いずれにせよ、紛争が生じた場合に、その内容が専門的なものであっても迅速・適正に解決される制度が整備されていることは被害者が泣き寝入りせずに救済されるために必要不可欠であるとともに、そのような専門的な機関で示された判断が一定の抽象化をした上で公開されることは将来の紛争を未然に防止する上でも欠かせないと思われる。